

平成 26 年 2 月 7 日

土地・建設産業局建設市場整備課

「建設業災害対応金融支援事業」の拡充及び延長について

～ 助成対象機種を 41 機種に拡充します！ ～

国土交通省では、建設企業が災害時において使用する一定の建設機械を購入する際の資金の調達金利を助成する「建設業災害対応金融支援事業」を実施しているところですが、今般、昨年 12 月 5 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に関連し、本事業を平成 26 年度末まで延長するとともに、以下のとおり助成対象機種を拡充することとしましたのでお知らせします。

＜対象機種の拡充＞

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち 38 機種を追加

(現行：3 機種 → 拡充後：41 機種)

※今回追加された 38 機種は、平成 26 年 2 月 6 日以降に購入された建設機械が助成対象となります。
※詳細については、別添のリーフレットを参照してください。

＜拡充部分の受付開始日＞

平成 26 年 2 月 7 日 (金)

＜申請受付先＞

一般財団法人 建設業振興基金

※申請方法等の詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

《建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト》

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

＜申請方法等に関する問い合わせ＞

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部 担当 由井、磯貝

電話：03-5473-4575 FAX：03-5473-1593

＜制度全般に関する問い合わせ＞

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 担当 山村、武部

電話：03-5253-8111 (内線 24826) FAX：03-5253-1555

03-5253-8281 (直通)

金利が戻ってきます!!

平成 26 年度末まで延長されました!

建設企業の重機購入を支援します

(建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財) 建設業振興基金 (以下、「振興基金」といいます。) で助成申請を受付しております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財) 建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業 (これらの協力会社を含む。) が対象となります。

【中小・中堅建設企業の定義】

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

【協力会社の定義】

建設企業の協力会社 (下請等) のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

対象機種

3 機種から41機種に拡充されました!

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルを含めた次ページの 41 機種となります。

ショベル系掘削機 (バックホウ)



ブルドーザー



トラクターショベル (ホイールローダー)



助成対象となる購入日

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種：平成 25 年 1 月 11 日～平成 27 年 2 月 28 日の間
- ・その他の 38 機種：平成 26 年 2 月 6 日～平成 27 年 2 月 28 日の間

※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトで順次公表しています。

助成内容

初年度 1 年分の金利の2/3 (ただし、上限は年利 4 %分まで) を補助します。

※ 1 台あたりの金利助成上限額及び 1 企業あたり上限台数はありません (平成 25 年 8 月 1 日改正)。

助成対象機種一覧表（41機種）

助成の対象となるのは、建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械（全 60 機種）のうち、次の 41 機種となります。

種類	名 称	範 囲	種類	名 称	範 囲	
掘削機械	①ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	整地・締め固め機械	21モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
	②連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの		22スタビライザー		
基礎工事用機械	③くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの		23アグリゲートスプレッダー		
	④グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの		24ロードローラー	自重が8トン以上のもの	
	⑤ペーパードレンマシン			25タイヤローラー		
	⑥大口径掘削機	スクリー式でないもの		26振動ローラー	自走式のものにあっては自重が8トン以上のもの、被牽けん引式のものにあっては自重が2トン以上のもの	
	⑦アースオーガー		コンクリート機械	27セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
	⑧地下連続壁施工用機械			28コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	トラクター類	⑨トラクター		自重が3トン以上のもの	29コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの
		⑩ブルドーザー			30コンクリートポンプ	排送能力が毎時5立方メートル以上のもの
⑪トラクターショベル		バケット容量が0.4立方メートル以上のもの		31コンクリートブレース	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの	
起重機械	⑫ジブクレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの		32アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
	⑬タワークレーン			舗装機械	33アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	⑭デリッククレーン				34アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	⑮ケーブルクレーン	35アスファルトクッカー				
	⑯ウインチ	22キロワット以上の原動機を有するもの	36コンクリートフィニッシャー		振動機及び原動機を有するもの	
	⑰エレベーター		37コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの		
	ボーリング機械	⑱ボーリングマシン	3キロワット以上の原動機を有するもの	その他	38コンクリートペーパー	装軌式のもの
⑲ドリルジャンボ		鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	39空気圧縮機		14キロワット以上の原動機を有するもの	
⑳クローラードリル			40サンドポンプ		29キロワット以上の原動機を有するもの	
			41発動発電機	発電機容量が15キロボルトアンペア以上のもの		

ご注意

助成対象となる建設機械の購入日は次のとおりです。

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの 3 機種：平成 25 年 1 月 11 日～平成 27 年 2 月 28 日の間
- ・その他の 38 機種：平成 26 年 2 月 6 日～平成 27 年 2 月 28 日の間

東日本大震災特例

東日本大震災により滅失等した機械の代替として購入する場合は、**対象機種、購入時期制限が緩和されます。**

詳しくは、以下の振興基金のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

本事業の利用例

ケース1

- 購入方法：**金融機関から借入金**
- 調達金額：約750万円
- 1年目の金利総額：約13万円（金利約2%）

助成金受取額：**約9万円**



ケース2

- 購入方法：**メーカーの販売会社から割賦販売**
- 購入金額：約1700万円
- 1年目の金利総額：約62万円（金利約4%）

助成金受取額：**約41万円**



ケース3

- 購入方法：**リース会社から割賦販売**
- 購入金額：約5500万円
- 1年目の金利総額：約175万円（金利約3%）

助成金受取額：**約115万円**



支援申請から支援決定までのスケジュール

- ▶ **1週間**程度（必要書類が同封されていない場合、審査にお時間がかかる場合がございます。また、申請について事前にご相談頂くことも可能です。）

金利助成請求から金利助成実施までのスケジュール

- ▶ **1週間**程度で審査を実施。ただし、実際に助成金が振り込まれるのは**審査後2週間程度**を想定（なお、利子助成申請は、最大で2回まで分けて実施することが可能です。）。

割賦販売をご利用の方はご注意ください

- 当制度の助成対象は、**割賦手数料に含まれる金利相当部分が対象**となります（動産総合保険料は対象外）。
- そのため、金利相当部分の金額を確認できる書類（具体的には、割賦販売契約書及びそれに付随する割賦計算書等）が必要となりますので、予めご了承ください。なお、金利相当部分確認用の割賦計算書については、申請建設企業からファイナンス会社に対しお求めください。

手続きの流れ

支援申請、金利助成請求に係る必要書類は、振興基金の下記ウェブサイトからダウンロードしてください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

本事業の金利助成をご希望される方は、建設機械を購入後、振興基金に対し、必要書類を取り揃え支援申請（簡易書留にて送付）をしてください。

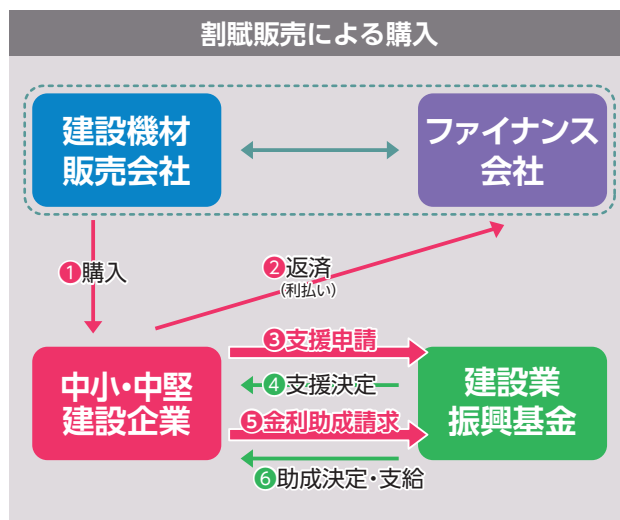
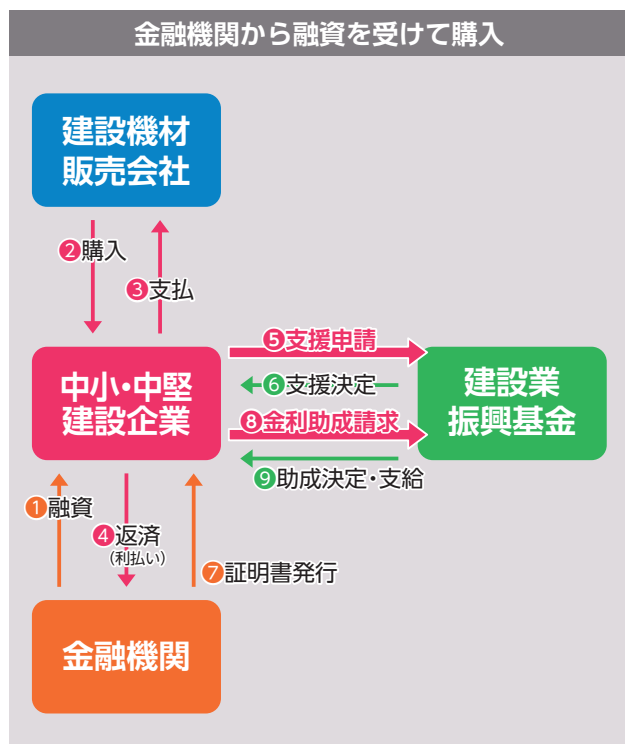
なお、**申請期限は平成 27 年 3 月 31 日**となりますのでお早めにご申請ください。

※金融機関から融資を受けて購入する場合と、割賦販売で購入する場合とでは、必要書類が一部異なりますのでご注意ください。

振興基金では、審査の上、支援決定した方には支援決定通知書を送付するとともに金利助成請求のご案内を行います。

※請求のご案内については、利払開始時から半年ごとに実施する予定です。

案内に従い、必要書類を取り揃え金利助成請求（簡易書留にて送付）をしてください。



【リース契約について】

本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、および割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

お問い合わせ先

（一財）建設業振興基金金融支援部

TEL：03-5473-4575

FAX：03-5473-1593

担当：由井、磯貝

お問い合わせ用メールアドレス kenki@kensetsu-kikin.or.jp